

設計違算に関する事務取扱要領に係る Q&A

【趣旨・定義】（第1条・第2条関係）

質問1： 要領制定の趣旨は？

回答： 入札執行に際し、設計に誤りが判明した場合、その業務の執行状況に応じた事務取扱方法を定めることとしました。

質問2： 積算数量等の不整合とは？

回答： 設計図と積算資料数量、設計図と数量総括表の不整合をいいます。

質問3： 積算数量等の不整合は設計違算にならないのか？

回答： 設計図書に対する質問書が提出されることで、開札前に不整合の修正が可能と考えています。

【開札前】（第3条関係）

質問4： 透明性と公正性が確保出来る場合とは？

回答： 設計図書において、第三者にも分かり易く公平で偏っていない再入札と確認できる場合と考えます。

質問5： 質問回答日迄に設計違算が判明した場合、入札手続きを続行するとあるが？

回答： 入札参加者全てが同様の条件により入札参加できることが原則となります。

【落札決定前】（第4条関係）

質問6： 金額が軽微とはどのくらいか？

回答： 金額は決まっておりませんが、違算額が訂正後の予定価格においても落札者の決定に影響のない範囲を金額が軽微としております。

【契約締結前】（第5条関係）

質問7： 入札の無効を認めず、落札決定の取消を承諾しない場合はどうなるのか？

回答： 承諾、合意に至らない場合は、内容証明により入札の無効または落札決定取消通知を行います。この場合、当該者の承諾を必要としません。

【契約締結後】（第6条関係）

質問8： 契約の相手方との合意により契約を解除するとあるが、合意しなかった場合はどうなるのか？

回答： 合意に至らなかった場合は、内容証明により入札の無効または契約の解除通知を送付します。この場合、当該者の承諾を必要としません。

質問9： 設計違算の判明が遅く工事着手した場合は、工事途中でも契約解除はあり得るのか？

回答： 原則として設計違算が判明した場合は、契約を解除します。
工事途中の契約解除については、工事途中の完了形態を受注者と協議して定めることとし、その時点での完了検査を行い完了とします。

質問10： 当該契約の履行状況等により契約解除しがたい場合とは？

回答： 契約解除しがたい場合とは、三つの要因を想定しております。
一つ目は、受注者が全ての工種又は工程に着手し、かつ連続した範囲又は、同一

の躯体、下地を施工する場合で、分割しがたい状況をいいます。
二つ目は、工事を中断することで周辺住民および利用者の安全確保が難しい場合
又は、その利用に際し、著しく不便を期すことが予想される場合です。
三つ目は、仮設等の手戻りによる大幅な費用を要する場合です。

質問11： 契約解除により生じた損害とはどのようなものが対象となるのか？

回答： 工事を途中で安全に完了するために生じた費用、これにより生じた請負者の損害
を対象としています。

【その他】（第7条関係）

質問12： 入札を有効とした場合、当該者と入札参加者に通知する内容は？

回答： 経緯と処置内容を通知します。